

平成 28 年度 湯沢町の決算状況報告

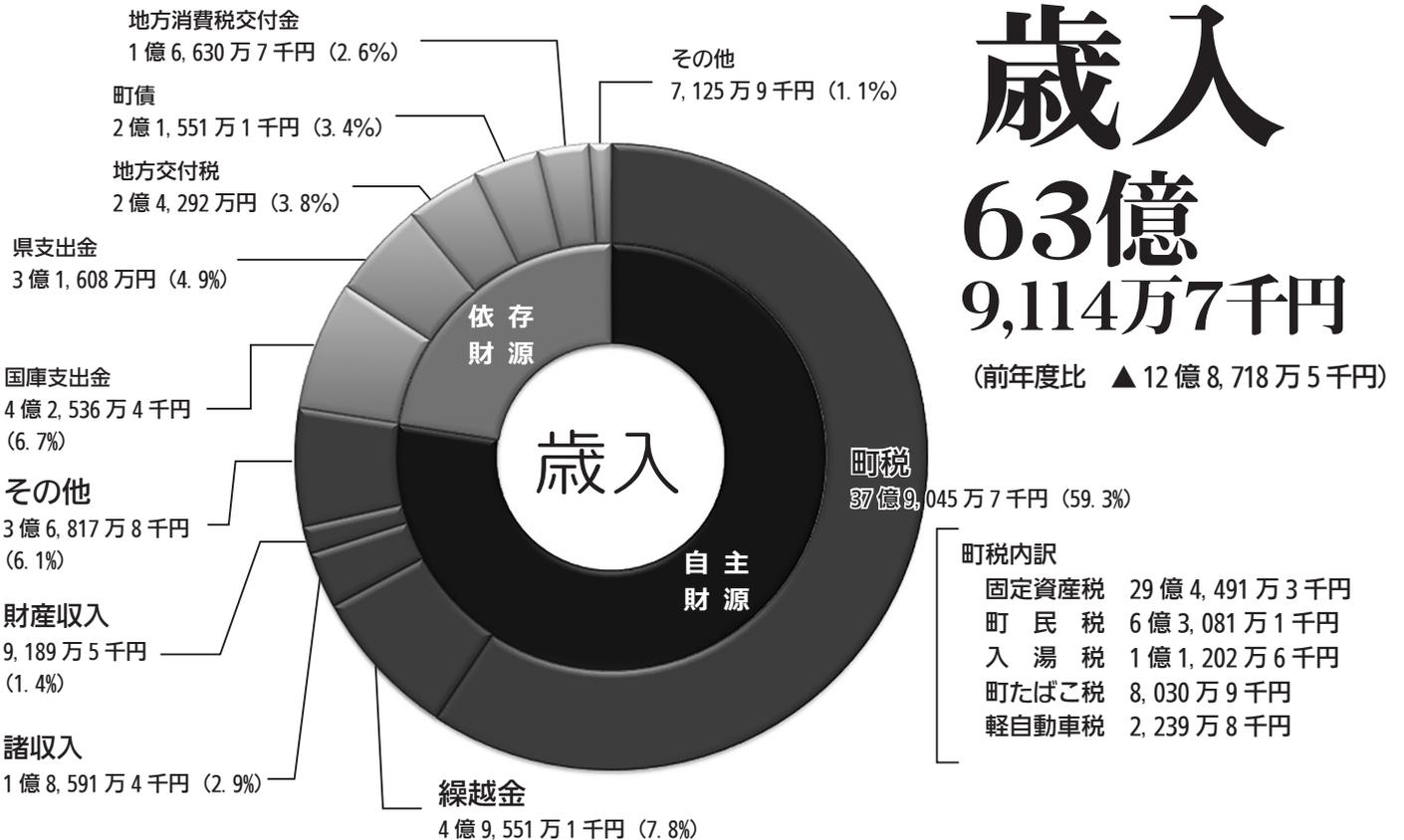
9 月定例議会において平成 28 年度決算が認定されましたのでお知らせいたします。

平成28年度 決算の概要

平成 28 年度の一般会計決算額は、歳入が 63 億 9,114 万 7 千円、歳出が 59 億 738 万 6 千円となりました。統合文教施設整備事業及び消防緊急無線デジタル化事業が終了したことなどから歳入歳出とも平成 27 年度を下回りました。

歳入歳出差引額は 4 億 8,376 万 1 千円で、ここから平成 29 年度に繰越した使途の決まっている額（平成 28 年度中に事業が終わり、平成 29 年度に繰越したもの）を除いた実質収支（純繰越額）は、3 億 6,823 万 2 千円の黒字となりました。

年度	歳入	歳出	収支(A) (歳入-歳出)	翌年度に繰り 越すお金(B)	実質収支 (A-B)
平成26年度	80 億 8,715 万 8 千円	71 億 9,304 万 7 千円	8 億 9,411 万 1 千円	5 億 7,257 万 2 千円	3 億 2,153 万 9 千円
平成27年度	76 億 7,833 万 2 千円	71 億 8,282 万 1 千円	4 億 9,551 万 1 千円	2,538 万 1 千円	4 億 7,013 万円
平成28年度	63 億 9,114 万 7 千円	59 億 738 万 6 千円	4 億 8,376 万 1 千円	1 億 1,552 万 9 千円	3 億 6,823 万 2 千円



地方交付税

湯沢町は基準財政収入額が基準財政需要額を下回ったため平成 24 年度から普通交付税の交付団体となっています。平成 28 年度は普通交付税 2,046 万 6 千円、特別交付税 2 億 2,245 万 4 千円が国から交付されています。

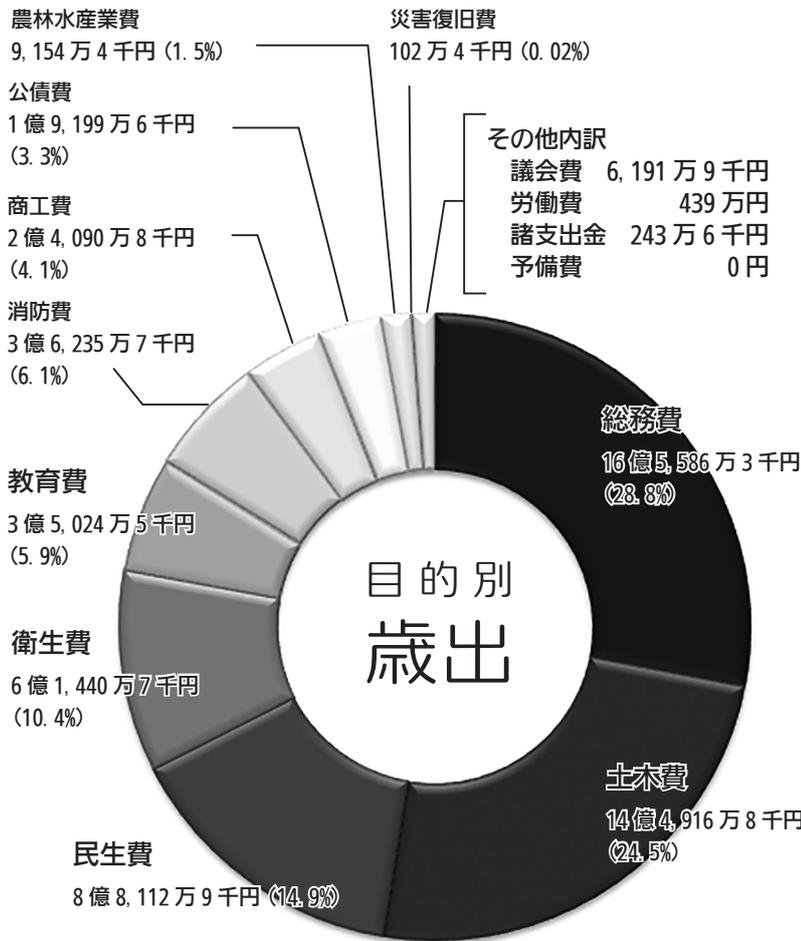
歳入の半分は皆さんが納める町税です

歳入の中で最も大きな割合を占めているのは、皆さんが納めている町税です。町民、マンションオーナー、企業等から納められたもので、平成 28 年度の町税収入は 37 億 9,045 万 7 千円となりました。

地方消費税交付金のうち消費税分の 5,766 万 1 千円は社会保障施策の財源とすることとされており、湯沢町では障がい者自立支援事業や母子健康事業、子育て支援事業の財源として活用しています。

歳出 59億 738万6千円

(前年度比 ▲12億7,543万5千円)

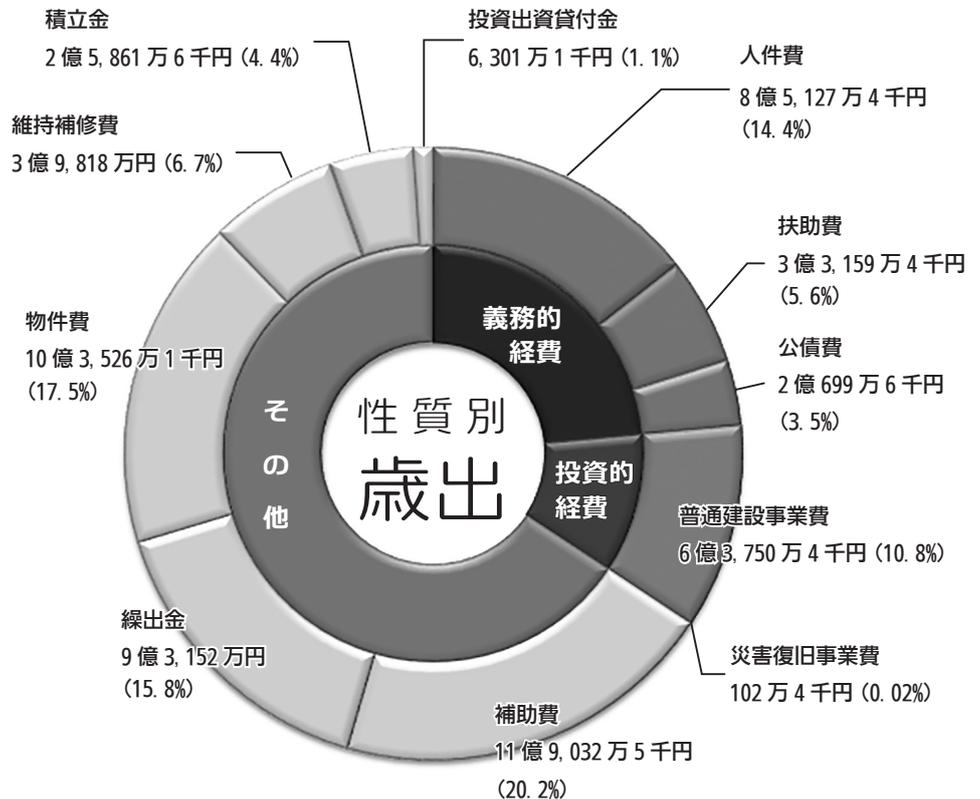


目的別に見ると 総務費の割合が最大

平成28年度の歳出を目的別に比較すると、職員の人件費等が一括で計上されている総務費が最も大きな割合を占めています。次に大きな割合を占める土木費には道路や都市計画施設、公営住宅等の維持管理や新設改良、除排雪経費や下水道特別会計への繰出金などが含まれています。

性質別にみると

平成28年度の歳出を性質別に分類すると右の図のようになっており、最も大きな割合を占めているのが補助費です。補助費とは、各種団体への補助金や南魚沼市へのごみ処理・消防業務などの委託費、公営企業（水道事業・病院事業）への補助金などです。次に物件費及び繰出金が大な割合を占めています。人件費、扶助費、公債費は「義務的経費」に、普通建設事業費と災害復旧費は「投資的経費」に分類されます。義務的経費は任意に削減することができない硬直的な経費であり、統合文教施設整備事業のための起債の償還等により、今後は公債費が増加していく見込みです。



※総務省の地方財政状況調査（決算統計）の数値であり、会計の合算や相互重複部分の控除などを行っているため、一般会計の決算額とは一致していません

健全化判断比率 4つの指標は健全

自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、財政が悪化した自治体に対して早期に財政の健全化を促すことを目的として、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。各自治体はこの法律に基づき、財政の健全性を示す4つの指標を算定し、監査委員の監査を経て議会に報告するとともに、町民に公表することが義務づけられました。

4つの指標とは、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 です。

この4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上になると「財政健全計画」を、将来負担比率を除く3つの指標のうちどれか一つでも財政再生基準以上になると「財政再生計画」の策定が義務づけられます。

①実質赤字比率

行政運営の基本となる一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。

湯沢町の実質収支は3億6,823万2千円の黒字であったため、数値は表示されません。

②連結赤字比率（－）

全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化することで、自治体全体の財政運営の悪化の度合いを示します。

湯沢町の7つの会計すべての合計で黒字であるため数値は表示されません。（それぞれの会計を見ても赤字の会計はありません。）

③実質公債費比率（4.0%）

借入金の返済など、自治体が抱える債務がどれだけ財政を圧迫しているかを示す指標です。平成28年度は元利償還金の増及び標準財政規模の減により数値は増加しましたが、早期健全化基準である25%を大幅に下回っています。

④将来負担比率（41.6%）

借入金の返済や、将来支払う可能性のある負担金など現時点での債務残高が、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

公営企業の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額が減少したことにより、平成28年度の将来負担比率は41.6%となり、早期健全化基準を大きく下回った数値となっています。

健全化判断比率	湯沢町	基準値	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ (－)	15%	25%
連結赤字比率	－ (－)	20%	30%
実質公債費比率	4.0% (3.8)	25%	35%
将来負担比率	41.6% (45.2)	350%	－

() 内の数値は平成27年度

すべての指標について湯沢町は基準を大幅に下回っています。指標としては健全な財政状況を維持できているといえますが、これからも財政の健全性の維持を念頭においた効率的な財政運営に努めていくことが重要となります。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20%
病院事業会計	－	
下水道特別会計	－	

湯沢町の町債と財産

起債の状況 町民一人当たり約 117 万円

町債残高		一般会計	下水道特別会計	水道事業会計	病院事業会計	合計
H 27 年度末残高		38 億 1,371 万 2 千円	49 億 1,710 万 3 千円	9 億 2,596 万 6 千円	2 億 8,894 万 1 千円	99 億 4,572 万 2 千円
H 28 年度 返 済 額	元金	1 億 6,381 万 1 千円	5 億 2,137 万 8 千円	1 億 1,677 万 2 千円	2,616 万 1 千円	8 億 2,812 万 2 千円
	利子	2,818 万 5 千円	1 億 3,414 万 8 千円	3,468 万円	447 万 4 千円	2 億 148 万 7 千円
	計	1 億 9,199 万 6 千円	6 億 5,552 万 6 千円	1 億 5,145 万 2 千円	3,063 万 5 千円	10 億 2,960 万 9 千円
H 28 年度借入金		2 億 1,551 万 1 千円	2 億 410 万円	0 円	1,090 万円	4 億 3,051 万 1 千円
H 28 年度末残高		38 億 6,541 万 2 千円	45 億 9,982 万 5 千円	8 億 919 万 4 千円	2 億 7,368 万円	95 億 4,811 万 1 千円
住民一人あたりの残高 (H29. 3. 31 現在 人口 8, 163 人 95 億 4, 811 万 1 千円 ÷ 8, 163 ÷ 117 万円 (昨年 122 万 1 千円))						

一時的に多額の費用が必要となる大規模な建設事業では、そのための財源を確保するために、将来にわたってその施設等を利用するであろう次の世代の人たちにも負担してもらうという側面から、町債の借入れを行っています。財政負担の平準化を図ることができませんが、将来の財政運営を圧迫することに繋がらないよう、対象とする事業の選定を行っています。

一般会計では、し尿処理施設整備事業や道路事業のための借入れを行いました。下水道特別会計については、過去のインフラ整備にかかる償還がすすんでいるものの、既存の浄化センターの改修や三俣地区の下水道整備のための借入を行っているため残高が多額となっています。

財産の状況 一般会計基金残高は約 20 億円

財産目録		
庁舎	土地	8, 154 m ²
	建物	延 3, 952 m ²
保育園及び福祉施設	土地	8, 221 m ²
	建物	延 7, 520 m ²
教育及び文化施設	土地	85, 813 m ²
	建物	18, 221 m ²
その他公共施設	土地	601, 722 m ²
	建物	29, 756 m ²
山林・その他	土地	4, 749, 619 m ²
	立木	465, 446 m ²
	建物	20, 189 m ²
庁用車 (除雪車含む)		73 台
有価証券 (株式)		5, 632 万 6 千円
出資による権利		5, 177 万 4 千円
債権 (奨学貸付金)		1 億 6, 927 万 8 千円

町債とは反対に、町の貯金のことを基金といいます。基金には財政調整基金のように緊急の財政需要や災害等でやむをえない経費に充てるものと、美術館建設基金のように特定の目的を達成するために積み立てるものがあります。

平成 28 年度末 基金残高		
一 般 会 計	財政調整基金	15 億 487 万 7 千円
	減債基金	5, 429 万 6 千円
	美術館建設基金	1 億 130 万 4 千円
	ふるさと基金	1 億円
	公共事業基金	1, 759 万 8 千円
	湯沢こころのふるさと基金	2 億 6, 049 万円
	旧学校施設等解体・撤去基金	133 万 1 千円
	計	20 億 3, 989 万 6 千円
国民健康保険支払準備基金		3, 224 万円
下水道施設改修基金		1 億 3, 035 万 3 千円
介護給付費準備基金		1 億 410 万円

基金の中では、財政調整基金の残高が最も多くなっております。また、新たに、旧学校施設等の解体及び撤去に備え、湯沢町旧学校施設等解体撤去基金を設置しました。

特別会計 決算状況

町で特定の事業を行うための会計区分を特別会計としています。町では4つの特別会計と2つの企業会計を設置し、それぞれの運営にあっています。

特別会計は独立採算が原則ですが、一定のサービスを維持するために一般会計がお金を負担しています。

特別会計名	歳入決算額	歳出決算額	一般会計繰出額
国民健康保険特別会計	12億8,093万1千円	12億4,160万6千円	9,590万4千円
後期高齢者医療特別会計	8,998万6千円	8,840万1千円	2,120万6千円
介護保険特別会計	8億7,288万4千円	8億4,206万8千円	1億4,670万2千円
下水道特別会計	14億1,441万5千円	13億7,469万1千円	5億9,608万5千円

企業会計名	事業収益合計	事業費用合計	一般会計補助額	純利益
水道事業会計	3億7,442万7千円	3億3,129万6千円	1,250万3千円	4,313万1千円
病院事業会計	2億5,813万6千円	2億5,660万5千円	2億493万5千円	153万1千円

◎病院事業は指定管理者制度における利用料金制での運営であるため、全ての収入が指定管理者に直接収受されます。併せて現金支出を伴わない経費（減価償却費、繰延勘定償却費等）が多額であるため、損益計算上は毎年損失を生じることになります。

平成28年度に行った主な事業

フットサルコート整備

昨年度に引き続き、老朽化した中央公園西テニスコートを改修し、フットサルコートの整備を行いました。

穴沢河川公園トイレ建設

穴沢河川公園にトイレを整備（新設）しました。



穴沢河川公園トイレ

緊急告知ラジオ不感地帯解消事業

昨年度に引き続き、災害時の情報伝達手段として緊急告知放送を受信できるようにするため、放送事業者に補助金を交付し、難聴地区（二居地区）の解消を図りました。

子ども医療費無料化

子ども医療費について助成を拡充し、18歳未満の子どもにかかる医療費の自己負担無料化を実施しました。



緊急告知ラジオ

1 職員数の状況

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		H27	H28		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0
		総務	28	27	-1
		税務	11	12	1
		民生	35	33	-2
		衛生	10	11	1
		農林水産	4	4	0
		商工	4	3	-1
		土木	7	8	1
	計	101	100	-1	
	教育部門	11	9	-2	
	消防部門	0	0	0	
小計	112	109	-3		

平成 28 年度 職員の給与等について

人事や給与の公正性・透明性を高めるため、前年度の職員給与等のあらましについて公表します。

部門	区分	職員数		対前年増減数
		H27	H28	
会計部門 公営企業等	水道	4	4	0
	下水道	3	3	0
	その他	6	7	1
	小計	13	14	1
	合計	125	123	-2

※その他は国民健康保険、介護保険、病院が含まれます。

2 職員数の推移

部門	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	一般行政	114	115	110	110	101	100	-14 (-12.3%)
	教育	16	15	13	14	11	9	-7 (-43.8%)
普通会計	普通会計	130	130	123	124	112	109	-21 (-16.2%)
公営企業等会計	公営企業等会計	16	16	16	14	13	14	-2 (-12.5%)
合計	合計	146	146	139	138	125	123	-23 (-15.8%)

※各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

※平成 29 年 4 月 1 日の職員数合計は 122 名です。

3 職員の平均給与の月額等 ※(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	湯沢町	299,300 円	326,190 円	41.2 歳
	類似団体	304,939 円	331,494 円	42.2 歳
	新潟県	333,077 円	365,012 円	43.3 歳
技能労務職	湯沢町	308,000 円	316,563 円	53.8 歳
	類似団体	277,058 円	289,229 円	50.7 歳
	新潟県	351,479 円	376,261 円	52.6 歳

※給与とは給料と各種手当の合算(時間外勤務手当等除く)です。

※類似団体とは人口規模や産業構造が湯沢町と類似する団体です。

4 人件費の状況(普通会計決算)

歳出総額	比率
59 億 530 万 5 千円	14.7%
うち人件費	
8 億 6,927 万 3 千円	

※1人当たり給与費 507 万 5 千円(退職手当除く)

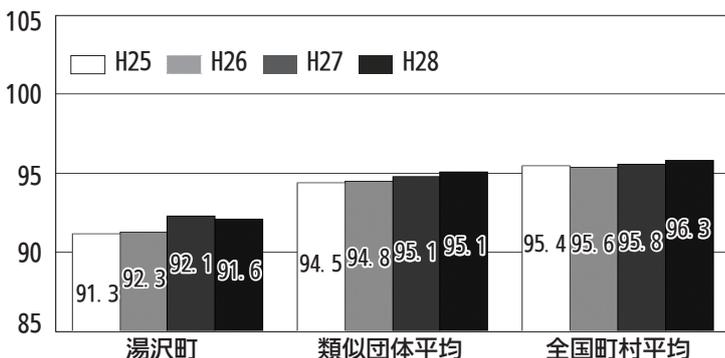
※地方財政状況調査による報告数値

5 初任給の状況

区分	湯沢町	新潟県	
一般行政職	大学卒	178,200 円	184,800 円
	高校卒	146,100 円	150,500 円

※学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

6 ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※平成 25 年は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

湯沢町職員の給与等

7 主な職員手当の状況

区分	内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ■配偶者 13,000円 ■配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目は 11,000円)
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ■借家・借間 月額 12,000円を超える家賃を支払っている場合、家賃に応じて 最高 27,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ■電車・バス利用者 最高 55,000円 ■自動車等利用者 2,000円～ 31,600円
期末勤勉手当 (支給割合)	<ul style="list-style-type: none"> ■6月期 期末手当 1.225月分 勤勉手当 0.8月分 ■12月期 期末手当 1.375月分 勤勉手当 0.9月分 《その他の加算措置》 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～15% ■一人当たり平均支給額 131万2千円

※扶養手当・住居手当・通勤手当は月額です。

※勤勉手当に人事評価の結果が反映され、評価結果に応じて支給割合は異なります。

8 職員の分限及び懲戒の状況

区分	人数	処分理由	処分内容
分限処分	2人	長期療養	休職
懲戒処分	1人	道路交通法違反	免職

※分限処分とは主に、職員が勤務を十分に果たせない時などに行われる処分です。

※懲戒処分とは、職員が法令などに違反したとき、その道義的責任を追及して行う処分です。

9 特別職の報酬等の状況

区分 〈報酬等月額〉	平成29年4月1日現在		平成28年4月1日現在			
	湯沢町	湯沢町	県内町村平均	全国町村平均	類似団体平均	
給料	町長	723,000円	723,000円	703,000円	733,000円	728,000円
	副町長	595,000円	595,000円	572,000円	602,000円	593,000円
	教育長	522,000円	522,000円	509,000円	548,000円	542,000円
報酬	議長	288,000円	288,000円	269,000円	291,000円	287,000円
	副議長	236,000円	236,000円	208,000円	236,000円	236,000円
	議員	213,000円	213,000円	189,000円	214,000円	215,000円
〈期末手当〉	町長・副町長・教育長	6月期 1.5月 12月期 1.65月	6月期 1.45月 12月期 1.60月			
	議長・副議長・議員	6月期 1.525月 12月期 1.675月	6月期 1.475月 12月期 1.625月			

区分		実績 (普通会計決算)	
時間外 勤務手当	H 27	支給実績	2,173万3千円
		1人当たり年平均	19万4千円
	H 28	支給実績	1,354万2千円
		1人当たり年平均	12万4千円

区分	内容
退職手当	一般職
	■勤続 20年 自己都合 20.445月分 定年 25.55625月分
	■勤続 25年 自己都合 29.145月分 定年 34.5825月分
	■勤続 35年 自己都合 41.325月分 定年 49.59月分
	■最高限度額 自己都合 49.59月分 定年 49.59月分
	■1人当たり平均支給額 自己都合 1,064万2千円 定年 1,362万7千円
	《その他の加算措置》 定年前早期退職特例措置 2～20%加算
	特別職
	■町長 給与月額×在職月数×44%
	■副町長 給与月額×在職月数×26%
	■教育長 給与月額×在職月数×20%

※1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された手当の平均額です。